

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(年分)

氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを 除きます。)	③	
給与所得の収入金額		④	
55万円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)
55万円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得	③と⑤とのいずれか 少ない方の金額	⑨	

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円となります。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の１に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の２に掲げる金額となります。

１ 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円に満たない方

(注) 1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

- 2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

２ 必要経費算入額

１に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務又はその他（以下「業務等」といいます。）に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と55万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務等に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務等に係る雑所得の総収入金額と55万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務等に係る雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

- i ２の(1)に当てはまる場合は、次の場合に応じそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から２の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書Ｂ第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から２の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書Ｂ第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- ii ２の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から２の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法２７」と書いてください。

- iv ２の(3)に当てはまる場合は、**表面**の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。